

## 第1章 計画の基本的な考え方

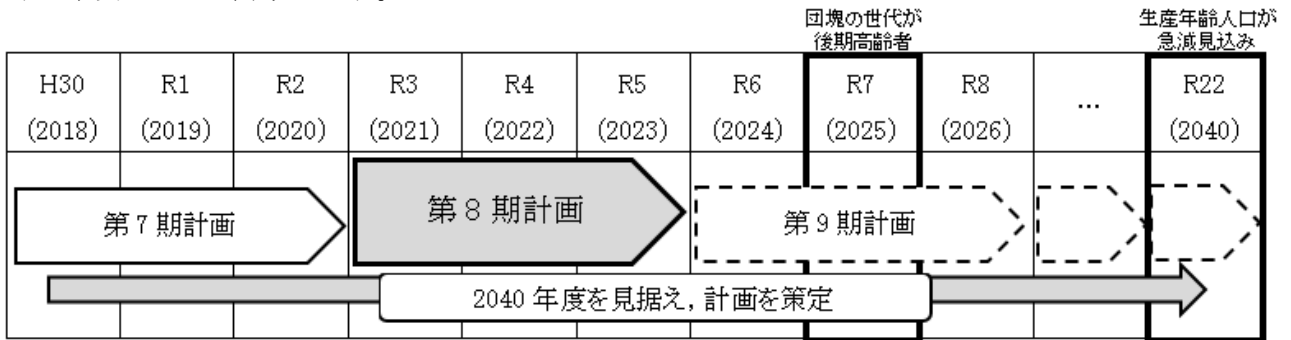
### 1 計画策定の背景

第6期計画以降、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力に応じ、自立した生活を営むための「地域包括ケアシステム」を段階的に構築してきました。第8期計画では、団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が高齢者となり生産年齢人口が急減すると見込まれる2040年を見据え、今までの取組を更に深めながら、本市の実情に合わせた「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図っていく必要があります。

### 2 計画の性格及び期間

本計画は、老人福祉法に規定される高齢者福祉計画及び介護保険法に規定される介護保険事業計画を一体的に構成したものです。また、前計画を高齢者の実態や社会動向に合わせて見直すものであり、「ひたちなか市第3次総合計画基本構想」を踏まえ、本市の高齢者福祉施策及び介護保険事業についての目標と具体的な施策を示すものです。

介護保険事業計画は3年を1期として策定しているため、第8期計画の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



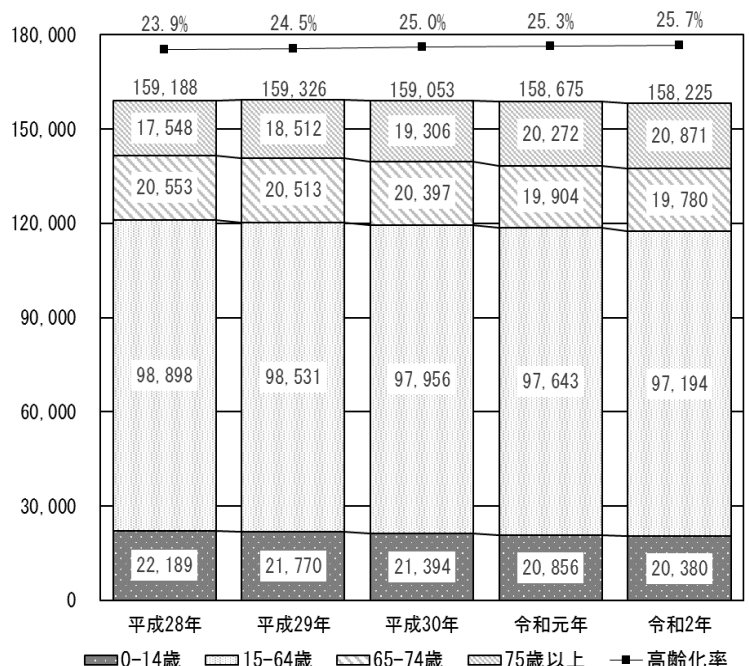
## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### 1 人口の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在158,255人となっており、最近5年間で徐々に減少し始めています。

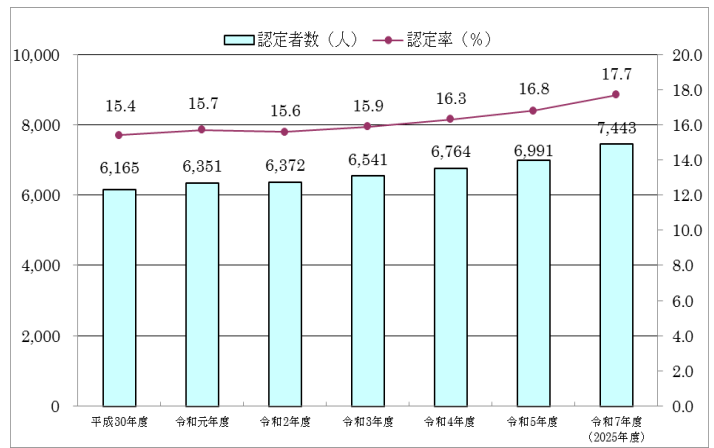
しかし、少子高齢化の進展に伴い、本市においても65歳以上の高齢者は増加傾向にあり、市の高齢化率は25.7%と、国(28.6%)や茨城県(29.7%)に比べると低いものの、年々高くなっています。

更には、75歳以上の高齢者人口の増加も顕著であり、最近5年間に於いて約3,300人増加しており、令和元年には、「75歳以上の人口」が「65歳から74歳までの人口」を追い抜きました。



## 2 要介護者等の現状と将来推計

要介護・要支援の認定者数は年々増加しており、令和2年9月末には 6,372 人となっています。将来推計として、認定者数はなだらかに上昇し、認定率は横ばいが続き、団塊の世代が 75 歳以上となる令和7年度には 7,443 人(認定率 17.7%)に達するものと見込まれます。

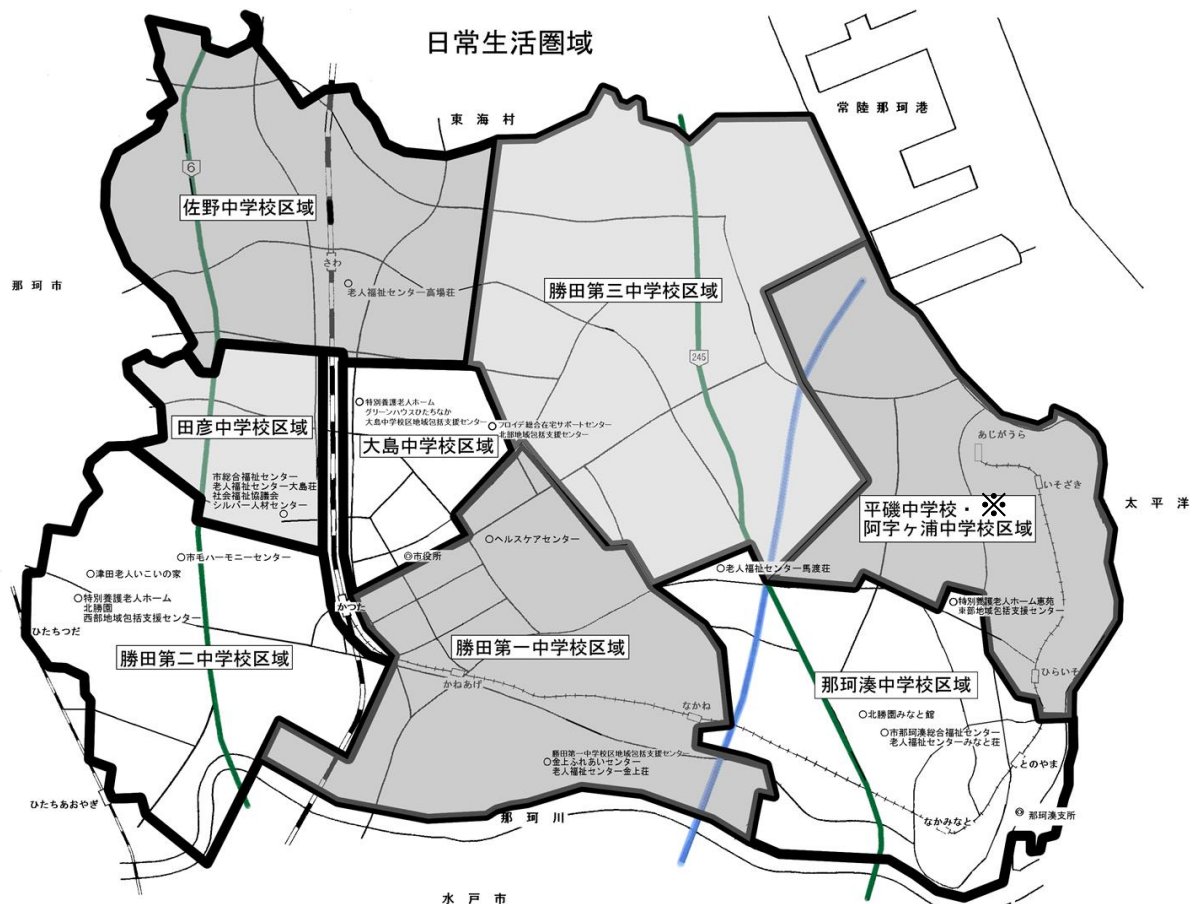


## 3 日常生活圏域の設定

日常生活圏域については、地理的条件や人口、住民の生活形態、地域づくり活動の単位等を総合的に勘案して設定しています。

本市では、中学校区を単位として、コミュニティセンターが整備されるとともに、地域住民のまちづくりやコミュニティ活動が行われています。また、コミュニティ組織や民生委員児童委員協議会も概ね中学校区を単位としてきたことから、本市における日常生活圏域の設定については、中学校区を単位としています。ただし、平磯中学校区と阿字ヶ浦中学校区は、他の中学校区と比較して小規模であること等から、平磯中学校区と阿字ヶ浦中学校区を1つの日常生活圏域としています。

要介護状態になっても、住み慣れた家庭や地域で生活続けることができるよう、市域または日常生活圏域ごとに密着したサービスを提供していきます。



※令和3年4月より美乃浜学園区域となります。

## 第3章 本市の課題と計画の基本理念及び基本方針

### 1 課題

高齢者が地域社会において、自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であり、趣味やサークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、技能や経験を生かしたボランティア活動等を通じて、地域の一員として社会貢献できる場を提供することが大切です。高齢者が他の高齢者のための見守り、家事支援等の担い手になることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を一体的に図り、要介護状態等になることをできる限り予防することが可能となります。

また、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれています。さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の人の増加も見込まれ、介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、現在から将来を見据えた地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となってきます。

そのためにも、今まで同様、「要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止」等の介護保険制度の理念を堅持するとともに、茨城県地域医療構想等との整合性の確保や「介護離職ゼロ」に向けた介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤整備や地域の支え合いの仕組みづくり等を図っていく必要があります。

### 2 基本理念

「ともに支え合い末永く健やかに暮らせるまちづくり」

### 3 基本方針

「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」

### 4 施策の柱となる7項目

#### 施策の柱1 介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう地域密着型サービス等のサービスの提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要です。

その際、重度の要介護者、ひとり暮らしまたは夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護等の整備を推進するとともに、既存施設の状態を十分に踏まえたうえで、施設サービスの整備を図ります。

#### 施策の柱2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

増え続ける高齢者が、いつまでも元気で心豊かに自立した生活を続けられるようにしていくためには、高齢者一人ひとりが自ら健康の維持・増進に取り組んでいくことが非常に重要です。

そのため、一般介護予防事業を含めた「介護予防・日常生活支援総合事業」を更に充実させるとともに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を新たに展開していくなど、高齢者の健康寿命を延ばしていくための取組みを推進していきます。

### **施策の柱3 地域住民がともに支え合う地域づくり**

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、地域で支え合う体制づくりが重要です。

そのためには、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じて、NPO、ボランティア、社会福祉法人等、生活支援・介護予防サービスを担う事業主体との協働体制の充実・強化を図ることが重要となってきます。また、地域住民による多様な地域福祉等に関する活動を支援し、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めていきます。

### **施策の柱4 在宅医療・介護連携の推進**

高齢化の進展に伴い、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者や認知症の高齢者等の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に携わる者その他関係者の連携を推進するための体制の整備を図ります。

### **施策の柱5 認知症施策の推進**

令和元年6月に策定された認知症施策推進大綱に基づき、第7期計画の取組を更に進め、実効性のある認知症施策を推進し、今後の認知症高齢者数の動態及び国の施策展開を注視しながら、体制の整備に努めます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「市町村による成年後見制度利用促進基本計画」についても本項目の中に位置づけます。

### **施策の柱6 生きがいづくりと社会参加の促進**

明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることや、住み慣れた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれることが必要です。

そのため、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献等、高齢者の社会参加意欲を生かすことのできる環境づくりを推進します。

### **施策の柱7 高齢者の住まいの安定的な確保**

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となるため、個人において確保する持家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、茨城県等関係機関との連携に努めます。

また、ひとり暮らし高齢者の見守りや高齢者の消費者被害防止等、安心・安全な生活環境の向上に努めます。

## ■ 介護保険施設サービス等の基盤整備の目標量

第8期介護保険事業計画における施設サービスの整備については、県で定める常陸太田・ひたちなか保健福祉圏域で調整し、整備を図っていきます。地域密着型サービスについては、具体的に整備計画数を掲げ整備を図ります。

### 1 施設サービスの整備について

▶施設サービスの整備数（単位：施設等）

	区 分	現 状 R2. 11. 1 現在	第8期整備 計画数
1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	7 [410床]	1 [80床]
2	介護老人保健施設	6 [519床]	—
3	介護医療院	—	—

### 2 地域密着型サービスの整備について

▶地域密着型サービスの整備数（単位：施設等）

	区 分	現 状 R2. 11. 1 現在	第8期整備 計画数
1	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	4 [84床]	0
2	認知症対応型共同生活介護	18 [324床]	2 [36床]
3	小規模多機能型居宅介護 （看護小規模多機能型居宅介護） ※1	4	定めなし
4	夜間対応型訪問介護 ※1	0	定めなし
5	認知症対応型通所介護 ※1	6	定めなし
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	1 [20床]
7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※1	0	定めなし
8	地域密着型通所介護 ※1	26	定めなし

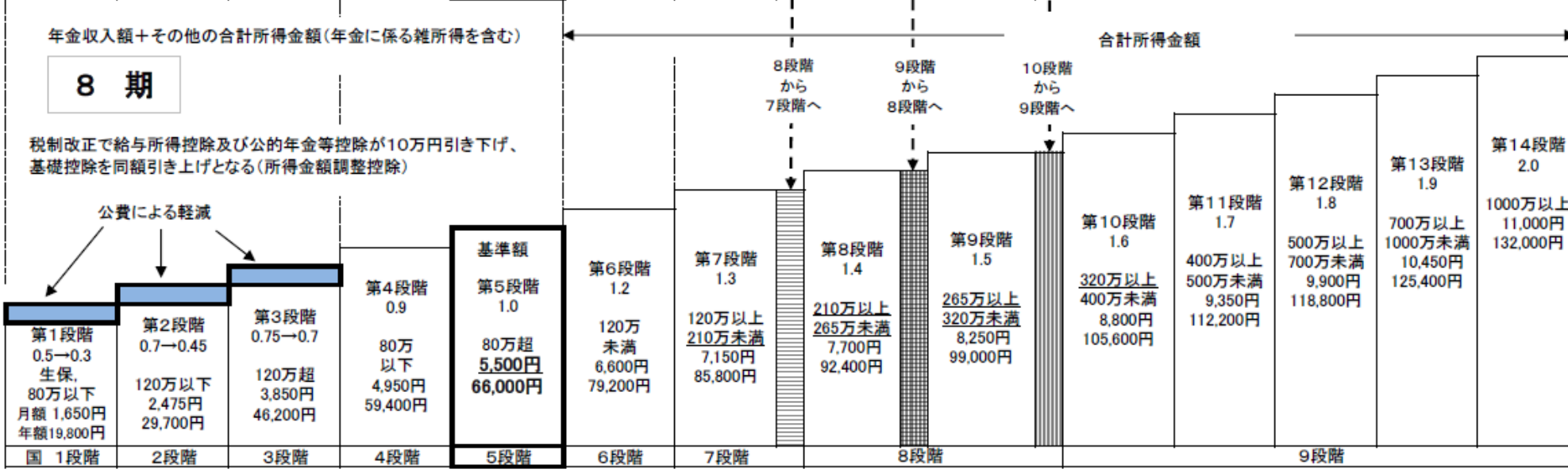
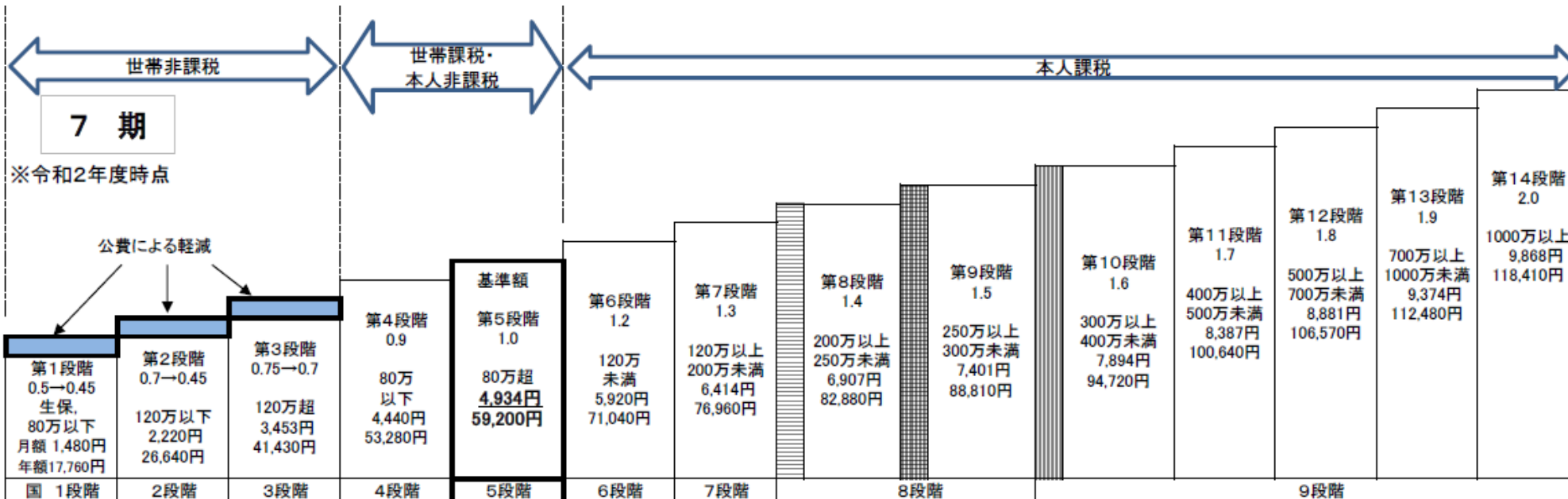
※1 「小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）」、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「地域密着型通所介護」については、在宅生活の継続を支援するサービスであることから目標数を設定せず柔軟に対応します。

■施策体系と主な事業内容

基本理念	基本方針	施策の柱(7項目)	取組分野	主な事業内容等
の ともに支え合い末永く健やかに暮らせるまちづくり	地域包括ケアシステムの更なる深化・推進	介護給付等対象サービスの充実・強化	介護保険の円滑な運営	・介護保険の現状と今後の方針
			居宅サービス	・現状とサービス別の見込み量
			施設サービス	・現状とサービス別の見込み量
			地域密着型サービス	・現状とサービス別の見込み量
			介護保険施設サービス等の基盤整備の目標量	・施設サービス等の整備目標
			介護保険施設サービス等の事業費用と保険料の見込み	・介護保険給付費及び地域支援事業の見込み ・第1号被保険者保険料の算定
		自立支援, 介護予防・重度化防止の推進	介護予防・日常生活支援総合事業	・介護予防・生活支援サービス事業 ・一般介護予防事業
			健康づくり	・ひたちなか市元気アッププラン
			高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	・現状と今後の方針
		地域住民がともに支え合う地域づくり	地域包括支援センターの機能強化	・地域包括支援センターの現状と今後の方針
			地域包括ケア推進事業(地域ケア会議の開催)	・地域ケア会議の現状と今後の方針
			地域福祉推進体制整備事業(生活支援体制整備事業)	・協議体, 地域福祉コーディネーター
			地域福祉活動の充実	・高齢者相談員活動 ・ファミリー・サポート・センター事業
			関係団体との連携	・社会福祉協議会, 自治会, 民生委員児童委員協議会等との連携
			在宅生活を支えるサービス	・小地域ネットワーク事業 ・緊急通報システム事業 ・ひとり暮らし高齢者台帳整備事業 ・愛の定期便事業 等
			福祉意識の醸成	・小中学校等における福祉体験学習 ・ボランティアスクール
		在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護連携に関する相談支援	・在宅医療・介護連携推進センターの現状と今後の方針
			地域住民への普及啓発	・出前講座, 講演会 等
			医療・介護関係者の情報共有の支援	・電子@連絡帳, 入退院情報共有ルール 等
			医療・介護関係者の研修	・多職種協働のための意見交換会, 事業所間見学実習等

	認知症施策の推進	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症地域支援推進員</li> <li>・認知症初期集中支援チーム</li> <li>・家族のつどい 等</li> </ul>
		認知症への理解を深めるための普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座</li> </ul>
		認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置探索機器貸与事業</li> <li>・「通いの場」の拡充 等</li> </ul>
		成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用促進基本計画</li> <li>・法人後見サポート事業 等</li> </ul>
	生きがいづくりと社会参加の促進	生きがい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉センター</li> <li>・高齢者ふれあいサロン</li> <li>・ワイワイふれあい館 等</li> </ul>
		敬老事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会, 敬老祝金</li> </ul>
		社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の就労支援</li> <li>・高齢者のボランティア活動支援</li> </ul>
	高齢者の住まいの安定的な確保	高齢者に配慮したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス(スマイルあおぞらバス)</li> <li>・高齢者の買い物支援事業 等</li> </ul>
		高齢者に向けた住宅整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代・三世代同居住宅取得支援事業</li> <li>・高齢者住宅改修補助事業</li> </ul>
		安全な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者支援制度</li> <li>・交通安全対策</li> <li>・消費生活対策</li> </ul>

# ■第8期介護保険料(第7期との比較)



◆特別控除の対象に低未利用土地等の長期譲渡所得が追加  
◆所得金額調整控除の適用がある場合は給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除する。無い場合は給与所得の金額から10万円を控除する※控除後の額が0円を下回る場合は0円とする。

◆特別控除の対象に低未利用土地等の長期譲渡所得が追加  
◆合計所得金額から10万円を控除する